

参考資料

遠隔授業に関する参考資料を紹介します。詳細については、文部科学省や北海道教育委員会等のホームページにアクセスしてください。

1 遠隔教育全体

- (1) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」
(平成27年4月24日付け文部科学省通知) ※43～45 ページに掲載
- (2) 「遠隔授業の実施について」
(平成27年6月1日付け北海道教育委員会通知) ※46 ページに掲載
- (3) 「北海道における教育の情報化推進指針」(平成29年12月20日、北海道教育委員会)
- (4) 「遠隔教育の推進に向けた施策方針」(平成30年9月14日、遠隔教育の推進に向けたタスクフォース)
※47～49 ページにポイント及び概要を示したスライド資料を掲載



2 遠隔授業の実践

- (1) 「遠隔学習導入ガイドブック (第3版)」(平成30年3月31日、文部科学省)
- (2) 「教育の情報化に関する実践事例集」(平成30年5月、北海道教育委員会)



3 個々の児童生徒への対応

- (1) 「不登校児童生徒が自宅にてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席の取扱い等について」(平成17年7月6日付け文部科学省通知)
- (2) 「高等学校の全日制課程及び定時制課程における不登校生徒に対する通信の方法を用いた教育による単位認定について」(平成21年3月31日付け文部科学省通知)
- (3) 「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」(平成30年9月20日付け文部科学省通知)
- (4) 「不登校児童生徒が自宅にてIT等を活用した学習活動を行った場合の積極的な対応について」(平成30年10月1日付け文部科学省事務連絡)



各都道府県教育委員会
各都道府県教育委員
各都道府県教育委員会
各都道府県教育委員会
各都道府県教育委員会
各都道府県教育委員会
各都道府県教育委員会
各都道府県教育委員会
各都道府県教育委員会
各都道府県教育委員会

文部科学省初等中等教育局長
小 松 頼 次 郎
(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）

このたび、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成27年文部科学省令第19号）
【別添1】並びに「学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる
場合を定める件の一部を改正する告示」（平成27年文部科学省告示第91号）【別添2】及
び「学校教育法施行規則第八十八条の二の規定に基づき、高等学校、中等教育学校の後期課
程又は特別支援学校の高等部が履修させることができる授業について定める件」（平成27年
文部科学省告示第92号）【別添3】が、平成27年4月1日に公布され、同日施行されました。
さらに、これらの改正に関連し、「不登校児童生徒等を対象とする特別的教育課程を編成し
て教育を実施する学校に関する指定要項」（平成17年7月6日文部科学大臣決定。以下「指
定要項」という。）【別添4】が平成27年4月24日に改正されました。

制定及び改正の趣旨、概要及び留意事項については、下記のとおりですので、事務処理上
遺漏のないよう願います。

各都道府県教育委員会におかれは、所管の学校及び域内の市区町村に、各都道府県知事
におかれは、所轄の学校及び学校法人に、各国立大学法人の学長におかれは、附属学校
に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

I 制度改正の趣旨

今回の制度改正の趣旨は、「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革の集中アクション
プラン」（平成25年12月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）や、「中央教
育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会審議まとめ」（平成26年6月）を踏まえ、今
後の高等学校における遠隔教育の在り方を検討し、「高等学校における遠隔教育の在り方に
ついて」（平成26年12月高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議）において盛
り込まれた内容を制度化するものである。

具体的には、全日制・定時制課程の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校
の高等部（以下「高等学校等」という。）における授業の方法として、多様なメディアを高
度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業（以下「メディアを利用
して行う授業」という。）を、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行

規則」という。）に位置付け、制度の弾力化を図ることとする。

あわせて、全日制・定時制課程の高等学校及び中等教育学校の後期課程において、疾病に
よる療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校又は中等教育学校の後期課程を欠席す
ると認められる生徒等を対象として、その実態に配慮した特別な教育課程を編成して教育を
実施する必要が有ると文部科学大臣が認める場合に、不登校生徒を対象とした現行の特例制
度と同様に、特別な教育課程を編成することを可能とする。

この場合、高等学校及び中等教育学校の後期課程で、通信の方法を用いた教育として、事
前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配
信を行うことにより、生徒が視聴したい時間に受講することが可能な授業の方式（以下「Ⅲ
留意事項 第2」において「オンデマンド型の授業」という。）が認められることとなる。

II 制度改正の概要

第1 高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の制度化

1 高等学校等は、文部科学大臣が別に定めるところにより、メディアを利用して行う授業
を行うことができることとする。（施行規則第88条の2の新設等）

2 「文部科学大臣が別に定める」ものは、平成27年文部科学省告示第92号に定めたとお
り、次に掲げる要件を満たすもので、高等学校等において、対面により行う授業に相当す
る教育効果を有すると認められたものであること。（平成27年文部科学省告示第92号の制定）
(1) 通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文
字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、同時かつ双方向的に行
われるものであること。
(2) メディアを利用して行う授業が行われる教科・科目等の特質にたじ、対面により行
う授業を相当の時間教行うものであること。

3 メディアを利用して行う授業については、高等学校及び中等教育学校の後期課程の全課
程の修了要件として修得すべき単位数である74単位のうち36単位以下とすること。また、
特別支援学校の高等部にあっても同旨とすること。（施行規則第96条第2項及び第133条
第2項の新設等）

第2 疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校又は中等教育学校の後期
課程を欠席すると認められる生徒等に対する特例の制定

1 全日制・定時制課程の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この節及び「Ⅲ
留意事項 第2」において同じ。）において、疾病による療養のため又は障害のため、
相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に
入学していないと認められる者又は高等学校教育法第57条に規定する高等学校の入学資格を有
するが、高等学校に入学していないと認められる者（以下「療養等による長期欠席生徒等」
という。）を対象として、その実態に配慮した特別的教育課程を編成して教育を実施する
必要があると文部科学大臣が認める場合、施行規則第88条及び第84条の規定によらずに特
別的教育課程を編成して教育を実施することとする。

この措置が認められる場合は、施行規則第86条並びに平成17年文部科学省告示第98号及び平成17年文部科学省告示第99号並びに指定要項に基づき、文部科学大臣が当該高等学校を指定する場合とすること。(施行規則第86条の改正、平成17年文部科学省告示第98号の改正及び指定要項の改正)

2 この特別の教育課程において、通信の方法を用いた教育を行う必要があると文部科学大臣が認める場合には、高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第34号)第1章第7款(通信制の課程における教育課程の特例)に定める各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の取扱い等(ラジオ放送、テレビ放送その他多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合の取扱いを含む。)に準じ特別の教育課程を編成すること。通信の方法を用いた教育により認定することができる単位数は、36単位を上限とすること。(指定要項の改正)

3 療養等による長期欠席生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する高等学校に関し、以下の項目について指定要項において定めること。(指定要項の改正)

- (1) 趣旨
- (2) 高等学校の指定
- (3) 実施
- (4) 報告の依頼等
- (5) 実施計画の変更
- (6) 文部科学大臣の是正措置等

III 留意事項

第1 施行規則第88条の2、第96条第2項等関係

1 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下この節において「法」という。)、施行規則及び高等学校設置基準(平成16年文部科学省令第20号)等の関係法令に基づく授業とすること。特に、以下のような事項に留意すること。

(1) 高等学校及び中等教育学校の後期課程にあつては、高等学校設置基準第7条の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒数は原則として40人以下とすること。この場合、受信側の教室等のそれぞれの生徒数が40人以下であつても、それらを合わせて40人を超えることは原則として認められないこと。

特別支援学校の高等部にあつては、施行規則第120条第2項の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒は原則として15人以下を標準とすること。この場合、15人とは配信側及び受信側の教室等の合計数であることを留意すること。

(2) 法第60条第1項から第3項及び第5項等の規定に基づき、配信側の教員は受信側の高等学校等の身分を有する必要があること。具体的には、配信側の教員が受信側の高等学校等の本務の教員ではないときは、兼務発令等により受信側の高等学校等の教員の身分を配信側の教員に持たせざる等の必要があること。

(3) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)の規定に基づき、配信側の教員は学校種や教科等に応じた相当の免許状を有する者である必要があること。

(4) 法第34条の規定を準用する同法第62条等の規定に基づき、教科用図書、教材等は文部

科学大臣の検定を経た教科用図書等を使用しなければならぬこと。特別支援学校の高等部にあつては、施行規則第131条第2項の規定にも留意すること。

(5) 単位認定等の評価は、当該授業を担当する教員たる配信側の教員が必要に応じて、受信側の教員の協力を得ながら行うべきものであること。

2 高等学校等の教育は、心身の発達に応じて行うこと等を目的とするものであり、高等学校等の生徒の特性に鑑み、机間巡視や安全管理を行う観点から、原則として、受信側の教室に当該高等学校等の教員を配置するべきであること。特に、特別支援学校の高等部にあつては、当該生徒の障害の状態等に応じた十分な配慮が求められること。なお、受信側の教室に配置すべき教員は、当該教科の免許保有者であるか否かは問わないこと。

3 平成27年文部科学省告示第92号にいう、教科・科目等の特質に応じ、相当の時間数、対面により行う授業の時間数は、高等学校等の生徒の発達段階等に鑑み必要とされらるるものであり、高等学校学習指導要領第1章第7款に定める面接指導時間を参考として、具体的には、50分を1単位時間とした場合、次のような時間数を標準とすること。

- (1) 国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目 1 単位時間以上
- (2) 理科に属する科目 4 単位時間以上
- (3) 保健体育に属する科目のうち「体育」 5 単位時間以上
- (4) 保健体育に属する科目のうち「保健」 1 単位時間以上
- (5) 芸術及び外国語に属する科目 4 単位時間以上
- (6) 家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目各教科・科目の必要の応じて2～8 単位時間以上

高等学校等における総合的な学習の時間、学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のもの及び特別支援学校の高等部における自活動は、その在り方が多様であることから、上記を参考にしつつ各高等学校等において適切に時間数を定めること。

また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部においては、各教科、特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科及び道徳の、対面により行う授業の単位時間数については、各学校において、上記とおおむね同等とすることを標準として、生徒の実態及び学習活動に応じて適切に定めること。

対面により行う授業は上記時間数を標準としつつ、学校がその指導計画において、各教科・科目について、計画的かつ継続的にメディアを利用して行う授業を行う場合で、生徒の学習の成果を報告課題等により継続的に把握する等により、対面により行う授業と同等以上に、生徒の学習効果を高めるとともに、学習内容の定着状況を把握するための措置等を講じる場合にあつては、各教科・科目の対面により行う授業の時間数のうち10分の6以内の時間数を免除することができること。

なお、特別活動については、原則としてメディアを利用して行う授業にはなじみにくいと考えられるが、学校がその指導計画において、生徒の学習の成果を報告課題等により継続的に把握する等により、対面により行う授業と同等以上に、生徒の学習効果を高めるとともに学習内容の定着状況を把握するための措置等を講じるとき、特別活動の時間数のうち10分の6以内の時間数をメディアを利用して行う授業で行うことができること。

4 平成27年文部科学省告示第92号に規定するとおり、メディアを利用して行う授業を実施するに当たっては、対面により行う授業に相当する教育効果を有するよう行うことが必要であり、各高等学校等においては、以下のような事項について配慮することが望ましいこと。

- (1) 授業中、教員と生徒が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
- (2) 生徒の教員に対する質問の機会を確保すること。
- (3) 画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ生徒にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
- (4) メディア等を利用して行う授業の受信側の教室等に、必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。
- 5 施行規則第88条の2の規定の、授業を行う教室等には、当該高等学校等の教室のほか、当該高等学校等以外の学校の教室、スタジオ等が含まれるため、授業を行う場所には教員のみがいて、履修を行う生徒がいなくても、メディアを利用して行う授業に含まれること。
- 6 その他各高等学校等におけるメディアを利用した授業の導入に当たっては、前述の「高等学校における遠隔教育の在り方について」も参照されたいこと。

第2 施行規則第86条等関係

1 施行規則第86条の規定の、生徒が疾病による療養のため又は障害のため長期欠席状態にあるか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等や、文部科学省が義務教育段階における就学事務の参考資料として作成し配布している「教育支援資料」に示された障害種ごとの障害の状態等を基に、文部科学省が平成26年度に実施した長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査で示された年間延べ30日以上の欠席という定義を一つの参考としつつ、高等学校又はその管理機関が行うこととする。

2 今回の措置により認められる、指定要項の、通信の方法を用いた教育は、学習意欲はあまりながら療養又は障害により登校できない生徒が、原級留置、転学、中途退学することなく卒業することができるようにすることを目的としていたことから、指導を行うに当たっては、療養等による長期欠席生徒等の実態に配慮すること。例えば、教職員が生徒の状況に応じて家庭や病院への訪問を行うこと等を通じて、その生活や学習の状況を把握し、生徒本人やその保護者が必要としている支援を行うことや、学校外の関係機関等と積極的な連携を図ることが望ましいこと。その際には、生徒が意欲を持って学習を継続することができよう、自らの生き方や将来に対する夢や目的意識について考えるきっかけを与えることのできる指導を行うことが重要であること。

なお、このように目的に鑑み、学習意欲がない者、学習成果を評価することができないような者等に対して単位認定を行うような安易な運用が行われることのないよう留意すること。

3 指定を受けた高等学校は、指定に係る実施計画に従った教科・科目等を履修し又は習得した生徒についての全課程の修了の認定は、「教育課程に関し学校教育法施行規則の規定によらない場合における高等学校又は中等教育学校の後期課程の全課程の修了の認定について定める件」(平成17年文部科学省告示第99号)に基づき行うこと。

4 その他、平成17年7月6日付け17文科総第485号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知)」【参考1】の記第3留意事項2、4及び5並びに平成21年3月31日付け20文科初第8077号「高等学校の全日制課程及び定時制課程における不登校生徒に対する通信の方法を用いた教育による単位認定について(通知)」【参考2】の記第3留意事項1及び3から5についても、このたびの改正が療養等による長期欠席生徒等

に対する措置であることも勘案しつつ留意されたいこと。

5 その他各高等学校におけるオンデマンド型の授業の導入に当たっては、前述の「高等学校における遠隔教育の在り方について」も参照されたいこと。

6 今回の改正に伴い、施行規則第56条及び第86条において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間学校を欠席していると認められる児童生徒に係る規定に限り、「欠席していると認められる生徒」の文言を「欠席し引き続き欠席すると認められる生徒」と改正しているが、この改正はあくまで文言の整理であり、規定の趣旨、内容及び具体的な運用等において改正前と変わるところはないこと。

【本件連絡先】 (高等学校関係)

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課教育制度改革室
高校教育改革係

甲(かぶと)、小坂

電話 03-5253-4111(内線2022)

(特別支援教育関係)

文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課企画調査係

瀬戸、袴田

電話 03-5253-4111(内線3193)

教改第23号
平成27年6月1日

関係教育局長 様

新しい高校づくり推進室参事（改革推進）

遠隔授業の実施について（通知）

このことについて、平成27年5月29日付け教高第348号通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」により、一定の条件の下、遠隔授業で単位認定することが可能となりました。

ついては、平成27年2月27日付け事務連絡「平成27年度における出張授業の実施について」で回答のあった、遠隔授業の実施が可能な時数を踏まえ、別添の送付資料を参考に、積極的に遠隔授業を実施するよう地域キャンパス校・センター校に連絡願います。

記

送付資料

- 1 教高第348号通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」写し
- 2 「遠隔授業を実施するに当たっての要件及び留意事項」
- 3 「高等学校における遠隔教育の在り方について（報告）」（高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議 平成26年12月8日）

改革推進グループ
担当 花松 均
TEL 011-204-5778
FAX 011-232-1127
E-mail : hanamatsu.hitoshi@pref.hokkaido.lg.jp

遠隔授業を実施するに当たっての要件及び留意事項

1 要件

- (1) 遠隔授業は、回時かつ双方向的に行われるものであること。
- (2) 遠隔授業は、教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うものであること。
- (3) 遠隔授業は、高等学校等の全課程の修了要件として修得すべき単位数である74単位のうち36単位以下とすること。

2 留意事項

- (1) 同時に授業を受ける一学級の生徒数は、40人以下とすること。
- (2) 配信側の教員は受信側の高等学校等の身分を有する必要があること。
※地域キャンパス校の校長は、「学校職員の兼職発令事務手続等について」に基づき、兼職発令を行うこと。
- (3) 配信側の教員は学校種や教科等に応じた相当の免状状を有する者である必要があること。
- (4) 単位認定等の評価は、当該授業を担当する教員たる配信側の教員が、必要に応じて、受信側の教員の協力を得ながら行うべきものであること。
- (5) 受信側の教室に当該高等学校の教員を配置すること。
なお、受信側の教室に配置すべき教員は、当該教科の免許保有者であるか否かは問わない。
- (6) 教科・科目等の特質に応じ、相当の時間数、対面により行う授業の単位時間（1単位時間は、50分とす。）数の標準は、1単位につき、次の表のとおりとする。

各教科・科目	対面により行う授業
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	1 単位時間以上
理科に属する科目	4 単位時間以上
保健体育に属する科目のうち「体育」	5 単位時間以上
保健体育に属する科目のうち「保健」	1 単位時間以上
芸術及び外国語に属する科目	4 単位時間以上
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて3～8単位時間以上

〈例〉外国語（コミュニケーション英語Ⅰ）：3単位を遠隔授業で実施する場合、対面により行う授業は、3単位×4時間で12時間となる。

- (7) 遠隔授業を実施するに当たっては、対面により行う授業に相当する教育効果を有するよう行うことが必要であり、次の事項について、配慮すること。
ア 授業中、教員と生徒が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
イ 生徒の教員に対する質問の機会を確保すること。
ウ 画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ生徒にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。

「遠隔教育の推進に向けた施策方針」のポイント



※「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」（主査：丹羽文部科学副大臣）として、遠隔教育を効果的に活用した教育の質の向上を図るため策定。

1. 遠隔教育の基本的な考え方

- ▶ 小規模校等における教育活動の充実や、外部人材の活用や幅広い科目の開設などにおいて、重要な意義。
 - ▶ 不登校児童生徒や病気療養児など、通学して教育を受けることが困難な児童生徒にとって、学習機会の確保の観点から重要。
- ➡ 一人一人に応じた学習機会を提供する観点から、遠隔教育が**効果を発揮しやすい学習場面や目的・活動例等を類型化（別紙）し、教育関係者の理解を深めていく。**

2. 制度の整備等

1) 小・中学校段階の病気療養児に対する遠隔教育

- ➡ 受信側において、学校と保護者が連携・協力し、児童生徒の体調管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるなどの要件を満たす場合、**指導要録上出席扱いとし、学習成果を評価に反映することができるよう制度改正**

2) 不登校児童生徒に対する遠隔教育

- ➡ 指導要録上出席扱いとする現行制度の活用実績の分析を踏まえ、活用のための**留意事項**を学校関係者に周知を図り、**全国における制度の活用を一層促進。**

3) 遠隔システムを活用し免許外教科担任の支援を促進

- ➡ やむを得ず免許外教科担任が授業を担当する場合、**免許状を保有する高い指導力を有する教師等が遠隔システムを活用し授業に参画することで、授業の質を高めるとともに当該免許外教科担任の資質能力の向上を図る。**

3. 全国的な普及に向けた取組

- ▶ 遠隔授業の事例や指導の際のポイント、環境構築の在り方などについてまとめた**「遠隔学習導入ガイドブック」を改定し**、全国の教育委員会における活用を促進。
- ▶ **優れた遠隔授業の事例を創出する実証研究**（「遠隔教育システム導入実証研究事業」、「高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業」）を推進。
- ▶ **新たに開催する「遠隔教育フォーラム」（年度内に複数箇所）や各種会議等において、優れた取組例や課題の解決例を積極的に周知し、全国における取組を促進。**その際、教育委員会だけではなく自治体全体に理解が深まるよう、「全国ICT教育長協議会」と連携し、更に広報活動を推進。
- ▶ 教育における先端技術の導入に向けた実証研究を関係省庁と連携して実施するため、**新規事業**を31年度概算要求に計上。

遠隔教育に係る施策を総合的・継続的に推進

遠隔授業の類型（イメージ）

（別紙）

合同授業型

- ▶ 児童生徒が**多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実**を図る。

送信側



教師支援型

- ▶ 児童生徒の**学習活動の質を高める**とともに、**教員の資質向上**を図る。

ALTや専門家等



教科・科目充実型

※ 高等学校段階のみ

- ▶ 生徒の多様な科目選択を可能とすることなどにより、**学習機会の充実**を図る。

当該教科の免許状を保有する教師



同時双方向

同時双方向

受信側



教師 + 児童生徒



当該学校の教師（当該教科の免許状の有無は問わない） + 生徒



「遠隔教育の推進に向けた施策方針」の概要

1. 検討の趣旨・背景

- 教育の質の向上の観点から遠隔教育を推進するためには、**遠隔教育が効果的な学習場面や、遠隔システムを活用する際の課題・留意点等について検討**を行い、取組の改善・充実を図っていくことが必要。
※「規制改革実施計画」(平成29年6月9日閣議決定)においても、「遠隔教育は現行制度においても実施可能であるが、教育の質の一層の向上の観点から、その本格的推進について、幅広い視点から施策方針の取りまとめを行い、学校関係者等への周知その他必要な方策を講ずる」(平成30年度上期結論・措置)とされている。
- このため、**丹羽文部科学副大臣を主査とする「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」**を、平成30年6月に設置し、学校における遠隔教育の推進に向けた具体的方策について検討を行い、本施策方針を取りまとめた。

2. 基本的な考え方と現状・課題

※ 本方針における「遠隔教育」は「遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育」をいう

【推進に当たっての基本的な考え方】

- 遠隔システムの活用により、学校同士をつないだ**合同授業**を実施したり、**外部人材の活用や幅広い科目開設**など、**学習の幅を広げることが可能**。
- また、様々な事情により、**通学して教育を受けることが困難な児童生徒にとって**、遠隔教育は、**学習機会の確保を図る観点から重要な役割**を果たす。
- ただし、教師と児童生徒、児童生徒同士の**日常的な信頼関係・人間関係が教育の基盤**であり、**遠隔教育が効果を発揮する前提として、その基盤が成立していることが不可欠**。

【現状と課題】

- ① 教育関係者の理解が十分ではなく、**一人一人の児童生徒の状況等に応じた学習機会を提供**する観点から、**遠隔教育を効果的に活用する余地**がある。
- ② 配信側において日常的な児童生徒理解に基づいた指導が十分でないこともあり、**適時・適切な指導や声かけ、的確な学習評価に限界**がある。受信側においてケガ等のリスクがあり、**安全に授業を行う上での十分な配慮と対応が必要**(実験、調理実習等)。実践の蓄積が少ないため、**効果的に行う指導方法等が明確とは言えない**。
- ③ 機器等のトラブルにより、**授業の進行に支障が生じるリスク**。
- ④ 遠隔システム等の整備に大きな費用が生じ、**財政的な負担**が生じる。

1

3. 課題を踏まえた推進方策

課題①：一人一人の状況等に応じた学習機会を提供する観点からの遠隔教育の効果的な活用が不十分

- 遠隔教育の**効果を期待しやすい学習場面や目的・活動例等を類型化**

学習場面	合同授業型	教師支援型	教科・科目充実型 (高等学校段階のみ)	個々の児童生徒への対応
目的	■ 多様な意見や考えに触れ、協働して学習に取り組む機会の充実	■ 専門性の高い外部講師等の活用による指導の充実 ■ 興味・関心を喚起する学習環境の実現	■ 高等学校において生徒に多様な選択を可能とする学習環境の提供	■ 様々な事情により、通学が困難な児童生徒の学習機会の確保
活用例	■ 小規模校同をICTでつないだ合同授業	■ A L Tや専門家の活用 ■ 博物館や美術館等と連携した学習 ■ 専門性の高い教師による免許外教科担任への支援	■ 先進的な授業の実施(論述に関する学校設定科目等) ■ 小規模校等での多様な科目(理科・地歴等)の開設	■ 不登校児童生徒に対する自宅等での遠隔教育 ■ 病気療養児(※2)に対する自宅・病院等での遠隔教育
送信側免許	■ 当該教科の免許状を保有する教師(※1)	■ 免許状を保有しない外部講師や免許状を保有するベテラン教師	■ 当該教科の免許状を保有する教師	■ 当該教科の免許状を保有する教師
受信側免許		■ 当該教科の免許状を保有する教師(※1)	■ 当該校の教師であれば、免許状の教科は問わない	■ 不登校児童生徒については、教師の有無は問わない(学習者のみでも可) ■ 病気療養児の場合(※3)
学習評価	■ 各校の教師が実施	■ 受信側の教師が実施	■ 両校の教師が合同で実施(単位認定が可能)	■ 不登校児童生徒について、「出席扱い」とし、評価に反映。 ■ 小・中学校段階の病気療養児に対する遠隔教育については、受信側に当該校の当該教科の免許状を保有する教師がいない場合、現状では「出席」とはならず、評価の対象外。

※1 免許外教科担任を含む

※2 疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間学校を欠席すると認められる児童生徒

※3 【小・中学校段階】当該教科の免許状を保有する教師

【高等学校段階】文部科学大臣の指定を受けた高等学校では教師の有無は問わない。特別支援学校高等部の訪問教育では当該校の教師であれば免許状の教科は問わない(オンデマンド型の場合は教員の有無は問わない)。また、教科・科目充実型の仕組みを活用することも可能

2

- 中学校・高等学校等における教科指導の充実の観点から、**遠隔システムを活用した免許外教科担任への支援を促進。**
 - ➔ 専門性の高い教師が免許外教科担任とともに授業を行うことにより、授業の質を高めるとともに、当該担任の資質向上が期待される。
- **小・中学校段階の病気療養児に対する遠隔教育**については、病気療養児の学習機会の確保や学習意欲の維持・向上、円滑な復学につながるなどの効果が見られることから、一定の要件の下で、**「出席扱い」とし、学習成果を評価に反映できるよう、措置**を講じる。
- 不登校児童生徒に対し、自宅等における遠隔教育も含め、**ICT等を活用した学習活動を促進。**
 - ➔ 実施にあたっての要件や留意事項について学校関係者に周知する。

課題②：適時・適切な指導や声かけ、的確な学習評価に限界があるなど指導上の課題

- ガイドブックの作成・配布や「遠隔教育フォーラム」をはじめとする各種会議での広報・周知等を積極的に進め、これまでの優れた実践例や課題の解決例を発信
 - ・ **効果を期待しやすい学習場面**の整理
 - ・ 遠隔教育の効果を高めるための**体制整備のポイント**の整理
(例：教育委員会と学校が一体となった体制、ICT支援員の活用、異動を見据えた機器の管理や知識・技術の蓄積)
 - ・ 効果的・継続的な遠隔教育を実施するための**教員研修の具体的項目**の整理
 - ・ **指導上・安全管理上の留意点等**について整理



相手校の発表に質問をしている様子



A L Tと会話をしている様子

3

課題③：機器等のトラブルにより、授業の進行に支障が生じるリスク

- 主なトラブルとその対策例の発信や、ICT支援員・ICT活用教育アドバイザーの活用
 - ・ **トラブルが発生する可能性が低減する導入例**の提示
 - ・ 生じる**主なトラブルと対策例**を整理
(例：ハウリングが起きにくい機器の配備例、遠隔システムの接続が不安定な場合の対処例)
 - ・ 機器等の準備や授業中の操作などを行う**ICT支援員の配置促進**（4校に1人配置できるよう地方財政措置）
 - ・ 遠隔教育の導入を含め、自治体のニーズに応じた**ICT活用教育アドバイザーの派遣**

課題④：財政的な負担

- 各自治体が、地方財政措置も活用しつつ、遠隔教育に係る整備を進めることができるよう、目的に応じたICT環境構成モデル例や機器の活用事例の発信による、効率的・効果的な整備促進
 - ・ 学習活動に応じて**必要となる機器・費用を例示し、期待される教育効果を示す**ことにより、**各自治体における予算措置・環境整備を促進**
(web会議システムの利用例：初期費用93万円(+年15万円の利用料)
ビデオ会議システムの利用例：初期費用180万円) ※1教室当たり
 - ・ 遠隔授業以外におけるICT機器の活用事例の提示
(例：学習者用コンピュータ、協働学習用ツール、デジタル教材)



Web会議システムを利用した例

4